

令和7年度宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告統括版

本年次報告統括版は、「令和7年度 宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告（宮城県犯罪被害者等支援計画に基づく令和6年度支援施策実施結果について）」（以下、年次報告）における各基本的施策の代表的な施策を抜粋したものです。

基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本的施策1 安全の確保（第12条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	9頁
<p>（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】に対し、公費負担制度が適用されない性被害者等に対する一時避難場所における宿泊費の助成や、医療費等（初診料及び処置費用、性感染症検査料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶措置料）の助成事業を委託した。</p>			

基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）			
機関番号	62	警務課【警察】	17頁
<p>被害者等の精神的負担の早期軽減に向け、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。（38事案、延べ49名、延べ251回）</p>			

基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組

基本的施策3 居住の安定（第13条）			
機関番号	29	住宅課【県】	18頁
<p>緊急で現住所を離れる必要がある犯罪被害者世帯からの相談に応じ、即時入居可能な県営住宅を紹介し、転居に繋げた。（転居実績 1件）</p>			

基本的施策4 雇用の安定（第14条）			
機関番号	9	宮城労働局【国】	19頁
<p>企業等に対し、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行った。</p>			

基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援（第15条）			
機関番号	55	仙台弁護士会【団体】	20頁
<p>仙台地方検察庁【国】、宮城県警察及び（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】からの弁護士取次依頼を受けて、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターにおいて、犯罪被害者等に対する弁護士選任支援を行った。（取次依頼件数 30件）</p>			

基本的施策6 経済的負担の軽減（第16条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	20頁
<p>殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給した。【新規】（遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円）（計17件、210万円）</p>			

基本目標 3 支援等のための体制整備への取組

基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第11条）			
機関番号	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	27頁
<p>宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン）」を継続運用した。</p> <p>性犯罪・性暴力被害相談員数 26名 相談件数（形態） 計847件（令和5年度 1,169件） （電話 556件、メール 46件、来所・面接 42件、直接支援 203件） 相談日・時間 月～金 10:00～20:00 各日2～3人 土 10:00～16:00 3人（男性相談員相談受理日） ※時間外の相談については「夜間・休日コールセンター」にて受理。 相談件数（形態） 計272件 ※時間内相談件数の内数 （電話 265件、来所・面接 4件、直接支援 3件）</p>			
基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援（第18条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	32頁
<p>性暴力被害相談支援センター宮城におけるカウンセリング助成回数の制限を撤廃することにより、相談支援体制の充実を図った。【新規】</p>			
基本的施策 9 人材の育成（第19条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	34頁
<p>医療・福祉専門職を中心とした犯罪被害者等支援に従事する方を対象とした「宮城県犯罪被害者等支援専門職研修会」を開催した。【新規】 （令和6年12月13日 フォレスト仙台 出席者：102名）</p>			
機関番号	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	41頁
<p>犯罪被害者等支援条例を制定している各市町村のうち、5市を選定して、運用状況や被害者等に接する際の留意点等について共有することを目的とした意見交換会を開催して、共に顔の見える関係の構築を図った。【新規】</p>			
基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条）			
機関番号	66	捜査第一課【警察】	43頁
<p>警察への被害申告を躊躇している被害者が直接医療機関を受診した際に、医師等が証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キット整備を継続運用した。</p>			
基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条）			
機関番号	62	警務課【警察】	43頁
<p>県民が県外において事案に巻き込まれた場合に早期に対応すべく、通常業務や各種研修会等を通じて、他都道府県警察犯罪被害者支援室との関係構築を図るなど、連携を強化した。</p>			

基本目標 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本的施策12 学校における教育の実施（第20条）			
機関番号	34	男女共同参画課【仙台市】	45頁
法務省人権啓発活動地方委託事業を活用し、DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット （配布先：市内中学校、高等学校等）（発行数：42,000部） ・性暴力防止啓発チラシ （配布先：市内小学校等）（発行数：12,000部）			
基本的施策13 普及啓発（第25条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	46頁
	47	（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】	
	62	警務課【警察】	
「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を開催した。 （令和6年11月20日 日立システムズホール仙台 参加者：約430名）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	46頁
犯罪被害者等支援のための広報啓発物を作成し、配布した。【新規】 ・「犯罪被害にあわれた方々に私たちができること」リーフレット／ポスター （配布先：県内市町村や関係機関、コンビニエンスストア等） （発行数：リーフレット40,000部、ポスター1,000部）			
基本的施策14 調査研究（第26条）			
機関番号	15	共同参画社会推進課【県】	52頁
県民意識調査内において、二次的被害や犯罪被害者等支援に関する調査を行った。 【新規】 対象 宮城県に居住する18歳以上の方 4,000人 調査期間 令和6年11月22日～令和6年12月20日 有効回答数 1,673件			

※記載の機関番号と機関・団体名は宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関の番号と機関・団体名【区分】です。各構成機関・団体の番号や団体名については、年次報告に記載の索引（5頁）や年次報告の60頁で確認することができます。

※記載の頁はいずれも年次報告内の頁を表しています。